

# 大分県報

平成三十年  
第二九七二号  
四月六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

身体障害者福祉法による医師の指定.....

道路区域の変更.....

道路の供用開始.....

### 病院局告示

大分県病院事業に係る料金条例の規定により病院局長が定める診療料の額の一部改正.....

### 公告

土地改良区の役員の退任.....

公共測量の実施.....

競争入札参加者の資格に関する公示.....

一般競争入札の実施.....

## ○告示

### 大分県告示第二百八十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。  
平成三十年四月六日

大分県知事 広瀬 貞

指定障害区分

医師氏名

勤務場所

指定年月日

肢体不自由  
心臓の機能障害  
腎臓の機能障害  
呼吸器の機能障害

清水英和

医療法人百善会 村橋病院  
別府市千代町二番五号

平三〇・三・一五

ぼうこう又は直腸の機能障害  
野本健一  
医療法人咸宜会 日田中央病院  
日田市淡窓二丁目五番一七号

肢体不自由  
石原俊信  
大分大学医学部附属病院  
由布市挾間町医大ケ丘二丁目一番地

音声・言語機能障害  
肢体不自由  
井上龍誠  
独立行政法人地域医療推進機構  
(JCHO) 湯布院病院  
由布市湯布院町大字川南二五二

肢体不自由  
心臓の機能障害  
野澤伸禎  
独立行政法人地域医療推進機構  
(JCHO) 湯布院病院  
由布市湯布院町大字川南二五二

### 大分県告示第二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年四月六日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八六番五から玖珠郡玖珠町大字太田字松信三九八六番一地先まで	前	メートル 五〇・〇 五二〇・六	メートル 六〇・〇
		後	五八・八 五二〇・六	六〇・〇

### 大分県告示第二百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

て一般の縦覧に供する。

平成三十年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字太田字松信四一・二〇番一地 先から 玖珠郡玖珠町大字太田字松信四〇六一番二ま で	平三〇・四・六
---------	---	---------

### ○病院局告示

#### 大分県病院局告示第三号

大分県病院事業に係る料金条例の規定により病院局長が定める診療料の額（平成十九年大分県病院局告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月六日

大分県病院局長 田 代 英 哉

表の先進医療に係る料金の項を削る。

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

### ○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成三十年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### （退任役員）

役名	氏名	住所
監事	岩尾 大志	宇佐市大字川部九二九番地

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一

項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 作業の種類

公共測量（数値撮影、数値図化）

#### 二 作業の地域

竹田市

#### 三 作業の期間

平成三十年四月二日から同年六月三十日まで

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 調達をする物品等の種類

手動式移動観覧席一式

#### 二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満の場合

(六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をい

う。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)である場合

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七(五〇六)二九六四

3 申請の時期

平成三十年四月六日(金曜日)から同年四月二十五日(水曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格の審査の申請(毎年七月に申請受付)により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>  
六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。  
平成30年4月6日

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類  
手動式移動観覧席一式

(2) 納入期限  
平成31年5月17日(金)

(3) 納入場所  
大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間  
大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、平成30年4月6日（金）午前11時から同年5月11日（金）午前11時までに行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第6号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、平成30年5月11日（金）午前11時（必着）までに持参または郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

平成30年4月6日（金）から同月25日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入

札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手場所及び提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

（大分県ホームページより申請書類をダウンロードすること。）

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2964

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に平成30年5月16日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

6 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

平成30年4月27日（金）午前9時から同年5月16日（水）午後1時30分までに行うこと。

9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

(2) 提出期限 平成30年5月16日（水）午後1時30分

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、平成30年5月15日（火）午後5時までに必着すること。

10 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 平成30年5月16日（水）午後2時

11 再入札



<p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力制限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p>	<p>17 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
<p>12 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>	<p>18 Summary (1) hand-operated bleachers (2) Time limit for tender 1:30 p.m. 16 May, 2018 (3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2964</p>
<p>13 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	
<p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>	
<p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。 16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) この調達に係る契約は、大分県国有財産条例（昭和39年大分県条例第28号）の規定により、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。</p>	